

株主各位

第67期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

2022年6月7日
東海エレクトロニクス株式会社

目 次

(1) 事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」	・・・	1 ページ
(2) 事業報告「4. 会社役員に関する事項 (5) 社外役員に関する事項」	・・・	3 ページ
(3) 事業報告「5. 会計監査人の状況」	・・・	4 ページ
(4) 事業報告「6. 会社の体制及び方針」	・・・	6 ページ
(5) 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」	・・・	12ページ
(6) 連結計算書類「連結注記表」	・・・	13ページ
(7) 計算書類「株主資本等変動計算書」	・・・	26ページ
(8) 計算書類「個別注記表」	・・・	27ページ

※ 上記の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokai-ele.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

(1) 事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	保有人数 (当社取締役) (社外取締役を除く。)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年6月25日)	1名	2個	当社普通株式 400株	400円	2010年7月21日 ～2053年7月10日
第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年6月28日)	1名	4個	当社普通株式 800株	800円	2011年7月21日 ～2053年7月10日
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年6月25日)	1名	4個	当社普通株式 800株	800円	2012年7月21日 ～2053年7月10日
第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年6月26日)	3名	10個	当社普通株式 2,000株	2,000円	2013年7月23日 ～2053年7月10日
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年6月26日)	3名	10個	当社普通株式 2,000株	2,000円	2014年7月22日 ～2053年7月10日
第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2015年6月26日)	3名	10個	当社普通株式 2,000株	2,000円	2015年7月22日 ～2053年7月10日
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2016年6月28日)	3名	10個	当社普通株式 2,000株	2,000円	2016年7月22日 ～2053年7月10日
第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2017年6月28日)	3名	10個	当社普通株式 2,000株	2,000円	2017年7月25日 ～2053年7月10日
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2018年6月27日)	3名	17個	当社普通株式 3,400株	3,400円	2018年7月24日 ～2053年7月10日
第14回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2020年2月25日)	4名	16個	当社普通株式 3,200株	3,200円	2020年3月24日 ～2053年7月10日
第15回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2021年2月22日)	4名	22個	当社普通株式 4,400株	4,400円	2021年3月24日 ～2053年7月10日
第16回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2021年6月25日)	6名	28個	当社普通株式 5,600株	5,600円	2021年7月28日 ～2053年7月10日

(2) 当事業年度中に当社上席執行役員及び当社執行役員に対して、職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

名称 (付与決議日)	交付人数 (当社上席執行役員 及び当社執行役員)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間
第16回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2021年6月25日)	11名	19個	当社普通株式 3,800株	3,800円	2021年7月28日 ～2053年7月10日

(2) 事業報告「4. 会社役員に関する事項 (5) 社外役員に関する事項」

①他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の社外役員との重要な兼職はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡根 幸宏	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席しており、開発や企画に関する豊富な経験による高い見識に基づき適宜質問し意見を述べております。また専門的な立場から、当社グループにおける経営全般の管理監督や、コーポレート・ガバナンスの強化に関する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	水野 和仁	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、19年間に亘る監査役としての豊富な職務経験と知見に基づき適宜質問し意見を述べております。 同様に当事業年度に開催された14回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	大橋 宏	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、経歴を通じた企業経営経験に加え、コーポレート・事業部門双方における幅広い知見に基づき適宜質問し意見を述べております。 同様に当事業年度に開催された14回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 事業報告「5. 会計監査人の状況」

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 30百万円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が会社法若しくは公認会計士法等の法令等に違反又は抵触して、監督官庁等からの処分を受けた場合のほか監査の品質、品質管理の状況、独立性等を総合的に勘案し、当社の会計監査人としての職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の決議により株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算書類等の監査

当社の重要な子会社のうち、在外子会社においては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(4) 事業報告「6. 会社の体制及び方針」

基本方針の考え方

当社グループは「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業で有り続ける。」を経営理念としております。

また、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定と、より透明性の高い公正で効率的な経営実現をコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。

当社グループは、この考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- ア. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「倫理規範」を定める。
- イ. 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、CRO（チーフ・リスク・オフィサー：最高リスク管理責任者。コンプライアンス統括責任者を兼ねる。）を社長とし、社長直属の機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進する。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会は随時開催し、開催後速やかに当該議事の内容を取締役会に報告する。
- ウ. 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- エ. 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を取る。

- オ. 当社及びグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置を取る。
- カ. 監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理については、管理対象文書、保存期間及び管理方法を規程に定める。
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ウ. 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- グループ全体の事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。
- ア. リスク管理の全体最適を図るために、社長直属のコンプライアンス・リスク管理委員会が全社的な内部統制、業務プロセスに係る業務処理統制のそれぞれにおいて、組織に損失を与えるリスクを識別し、評価する。
 - イ. 事業活動に伴う各種のリスク（取引先の信用リスク、品質リスク等も含む。）については、それぞれの担当部門と必要なリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

- ウ. 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置を取る。
- エ. 上記イ. ウ. のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- オ. 監査室は、リスク管理体制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 取締役会の決議により、業務の執行を担当する上級執行役員及び執行役員を選任し、会社の業務を委任する。上級執行役員及び執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- ウ. 事業活動の総合的な調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- エ. 事業計画に基づき、予算期間における計数目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- オ. 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようITシステムの整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- カ. 監査室は、事業活動の有効性及び効率性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制

- ア. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。
- イ. 監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団を対象にした法令遵守体制の構築並びにグループ会社の適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

- ア. 当社グループ全体の業務の適正の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定する。
- イ. 法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を定める。主管部署は、グループ会社に対してコンプライアンスに関する規程の制定、研修及びコンプライアンス・ホットラインの周知等、必要な諸活動を推進し管理する。
- ウ. グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理等重要な事項については経営会議が、その他の事項については関連部門が適切な指導を行うとともに、定期的に業務執行状況・財務状況等の報告を受けるものとする。
- エ. 監査室は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、補助使用人を任命することにより、監査役の職務を補助する。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役は、補助使用人に対し、自らの職務執行のため必要となる事項を命じることができるものとし、その命令に対し補助使用人は、担当取締役の指揮・命令を受けない。
- イ. 補助使用人の人事に関する事項（異動、評価、懲戒処分等）については、監査役会の同意を必要とする。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、監査室は内部監査の結果等を報告する。
- イ. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款の違反及び不正行為の事実、又は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
- ウ. 監査役への報告を理由とした不利益な処遇は行わない。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- イ. 当社は、監査役が職務の遂行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査役は、緊急又は臨時支出費用についても、事後において会社へ請求することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、リスクの顕在時に生じる損失を最小限にとどめることを目的として、コンプライアンス・リスク管理委員会を定例的に開催し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

- ②社長直轄の内部監査機関である監査室による、グループ全体における定期的な業務監査と、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。監査結果は、監査役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に対して報告し、対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。
- ③監査役の監査の実効性を強化する体制としては、監査役と代表取締役との会合等を実施しているほか、会計監査人及び監査室との連携体制の整備、強化を行っております。

(5) 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,075,396	2,511,009	8,324,300	△567,547	13,343,158
会計方針の変更による累積的影響額			19,087		19,087
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,075,396	2,511,009	8,343,387	△567,547	13,362,245
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△217,812		△217,812
親会社株主に帰属する当期純利益			1,403,653		1,403,653
自己株式の取得				△110	△110
自己株式の処分			△3,507	29,125	25,618
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,182,334	29,015	1,211,349
当 期 末 残 高	3,075,396	2,511,009	9,525,721	△538,532	14,573,595

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	591,355	△662,775	△1,873	△73,294	82,294	13,352,159
会計方針の変更による累積的影響額						19,087
会計方針の変更を反映した当期首残高	591,355	△662,775	△1,873	△73,294	82,294	13,371,246
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△217,812
親会社株主に帰属する当期純利益						1,403,653
自己株式の取得						△110
自己株式の処分						25,618
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△134,572	—	288,336	153,764	△7,218	146,545
当期変動額合計	△134,572	—	288,336	153,764	△7,218	1,357,895
当 期 末 残 高	456,782	△662,775	286,462	80,469	75,076	14,729,141

(6) 連結計算書類「連結注記表」

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されております。

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称 東海オートマチックス(株)
東海テクノセンター(株)
東海精工（香港）有限公司
TOKAI ELECTRONICS (S) PTE. LTD.
台湾東海精工股份有限公司
TOKAI ELECTRONICS AMERICA, LTD.
TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.
PT. TOKAI ELECTRONICS INDONESIA
東精国際貿易（上海）有限公司
TOKAI ELECTRONICS (THAILAND) LTD.
TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT. LTD.
TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東精国際貿易（上海）有限公司は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(イ)市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(ロ)市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社グループでは、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社グループが、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある。

当社グループが本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社グループが代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。これらの取引については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる国内の販売については、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として一年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建債権の一部

③ヘッジ方針

外貨建債権の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

当社グループでは、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っております。自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しており、その対価の総額で収益を認識しております。一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しており、その特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は944,721千円減少し、売上原価は969,556千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ24,835千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は19,087千円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

以下のとおり、棚卸資産に係る収益性の低下に伴う簿価切下額を計上しております。

科目名	金額
売上原価※	54,102千円

※前連結会計年度における棚卸資産評価損の戻入益は加味しておりません。

なお、得意先からの指示に基づき通常流動在庫とは区分して補給品として登録を行い、期間定額償却を行っている棚卸資産評価損も含まれています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産の評価に当たり、在庫回転期間が1年超であり、直近6ヶ月の間に仕入実績のない商品について営業部署が得意先からの受注見込みに基づき正味実現可能価額の見積りを行っております。正味実現可能価額は得意先の量産継続期間に使用される商品及び量産期間終了後に得意先との交渉により買い取られる商品に基づき算定しており、収益性の低下が認められた棚卸資産については、棚卸資産評価損を売上原価に計上しております。なお、正味実現可能価額の見積りの結果、得意先の量産継続期間に使用される商品及び量産期間終了後に買い取られる商品に変動が生じた場合、棚卸資産評価損計上額に変動が生じる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,384,990千円
2. 取引保証金の代用として差し入れている資産
投資有価証券 52,325千円
3. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
 - ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った年月日 2002年3月31日

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	2,360,263株	一株	一株	2,360,263株

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	272,804株	40株	14,000株	258,844株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加40株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14,000株はストックオプションの行使による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	108,547千円	52円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	109,264千円	52円	2021年9月30日	2021年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	115,578千円	利益剰余金	55円	2022年3月31日	2022年6月29日

4. 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	44,800株	9,400株	14,000株	40,200株

(注) 1. 当連結会計年度増加株式数9,400株は新たにストックオプションを付与したことによるものであります。

2. 当連結会計年度減少株式数14,000株はストックオプションの行使による減少であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金は自己資金で賄っており、資金調達が必要な場合においては、主に売上債権の売却及び銀行借入により資金調達しております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務について為替の変動リスクを回避するため原則として先物為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,200千円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払法人税等」「デリバティブ取引」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,107,578	1,107,578	—
(2) 長期借入金	(3,800,000)	(3,787,970)	△12,029

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した
時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,107,578	—	—	1,107,578
資産計	1,107,578	—	—	1,107,578

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,787,970	—	3,787,970
負債計	—	3,787,970	—	3,787,970

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

この時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						
	関東・甲信 越カンパニ ー	中部・関西 第1カンパ ニー	中部・関西 第2カンパ ニー	中部・関西 第3カンパ ニー	オーバーシーズ・ ソリューション カンパニー	システム・ ソリューション カンパニー	計
市場分野別							
自動車	2,241,447	168,915	4,712,449	28,342,077	6,451,435	822	41,917,148
F A・工作 機械	696,201	6,189,682	263,440	—	647,460	1,391,248	9,188,033
情報通信	224,787	210,330	22,378	2,215	4,152,349	—	4,612,060
環境	174,651	602,549	3,173	24,096	51,430	181,766	1,037,669
医療	186,038	660,575	3,849	—	11,262	7,452	869,177
その他	366,894	1,045,785	355,052	86,505	264,409	1,016,583	3,135,231
顧客との契約 から生じる収 益	3,890,021	8,877,839	5,360,343	28,454,894	11,578,348	2,597,873	60,759,321
収益認識の時 期別							
一時点で移 転される財	3,889,521	8,877,839	5,360,343	28,374,136	11,578,348	1,690,725	59,770,915
一定の期間 にわたり移 転される財	500	—	—	80,758	—	907,147	988,405
顧客との契約 から生じる収 益	3,890,021	8,877,839	5,360,343	28,454,894	11,578,348	2,597,873	60,759,321
外部顧客への 売上高	3,890,021	8,877,839	5,360,343	28,454,894	11,578,348	2,597,873	60,759,321

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び前受金の期首及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,979,250
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,195,600
契約資産（期首残高）	83,225
契約資産（期末残高）	144,103
前受金（期首残高）	32,386
前受金（期末残高）	18,759

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の前受金残高に含まれていた額は、32,386千円であります。

契約資産は、主に設備工事やソフトウェア・システム開発の請負契約について期末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、顧客との契約から生じた債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

前受金は、主に、請負契約及び保守メンテナンスサービス契約における顧客からであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1.	1株当たり純資産額	6,973円41銭
2.	1株当たり当期純利益	668円98銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(7) 計算書類「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,075,396	2,511,009	248,136	4,983,000	1,329,834	△567,547	11,579,828
当 期 変 動 額							
別途積立金の積立				100,000	△100,000		—
剰余金の配当					△217,812		△217,812
当 期 純 利 益					1,138,961		1,138,961
自己株式の取得						△110	△110
自己株式の処分					△3,507	29,125	25,618
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	100,000	817,641	29,015	946,656
当 期 末 残 高	3,075,396	2,511,009	248,136	5,083,000	2,147,475	△538,532	12,526,485

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	566,192	△662,775	△96,583	82,294	11,565,540
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△217,812
当 期 純 利 益					1,138,961
自己株式の取得					△110
自己株式の処分					25,618
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△127,441	—	△127,441	△7,218	△134,659
当 期 変 動 額 合 計	△127,441	—	△127,441	△7,218	811,997
当 期 末 残 高	438,751	△662,775	△224,024	75,076	12,377,537

(8) 計算書類「個別注記表」

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10～50年

構 築 物 10～20年

車 両 運 搬 具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の実績額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社に裁量権がある。

当社が本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んで

いる対価の総額で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。これらの取引については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる国内の販売については、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として一年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

7. 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|-----------------|--|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 為替予約取引について振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理によっております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建債権の一部 |
| (3) ヘッジ方針 | 外貨建債権の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。 |
| (4) ヘッジ有効性評価の方法 | 為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。 |

8. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っております。自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しており、その対価の総額で収益を認識しております。一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しており、その特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は871,412千円減少し、売上原価は869,321千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,091千円減少しております。また、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

以下のとおり、棚卸資産に係る収益性の低下に伴う簿価切下額を計上しております。

科目名	金額
売上原価※	44,799千円

※前事業年度における棚卸資産評価損の戻入益は加味しておりません。

なお、得意先からの指示に基づき通常流動在庫とは区分して補給品として登録を行い、期間定額償却を行っている棚卸資産評価損も含まれています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」の1.(2)に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,173,441千円
2. 取引保証金の代用として差し入れている資産	
投資有価証券	52,325千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	744,566千円
短期金銭債務	247,281千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引高

売	上	高	1,852,756千円
仕	入	高	1,300,668千円
販売費及び一般管理費			30,879千円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

122,190千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	272,804株	40株	14,000株	258,844株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加40株は単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14,000株はストックオプションの行使による減少であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		
商品		134,363千円
未払事業税		27,838千円
賞与引当金		55,118千円
未払費用		13,883千円
退職給付引当金		108,216千円
投資有価証券評価損		21,293千円
関係会社株式評価損		176,497千円
減価償却費		115,240千円
その他		29,380千円
繰延税金資産小計		681,833千円
評価性引当額		△302,057千円
繰延税金資産合計		379,775千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△174,520千円
繰延税金負債合計		△174,520千円
繰延税金資産の純額		205,255千円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東精国際貿易 (上海) 有限公司	所有 間接100.0%	売買取引	商品の販売 (注1)	474,742	売掛金	265,753

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注2) 上記金額には消費税等を含めておりません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1.	1株当たり純資産額	5,854円36銭
2.	1株当たり当期純利益	542円83銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。